

# 商店復旧支援補助金／商業活動再開支援補助金 第二次募集の御案内

宮城県では、東日本大震災で店舗に大きな被害を受けた事業者の方々が、店舗を復旧（補修や建て替え、別の店舗の借り上げなど）するために必要な費用の一部を補助します。

10月に最初の募集を行ったところ、非常に多くの方々から応募をいただきましたことから、この度、第二次募集を行うことになりましたので、お知らせします。

## <ご注意>

これは補助金です。補助金の申請ができるのは、要件（裏面をご覧ください。）を満たす方に限られます。また、原則として平成24年3月31日までに復旧を完了するものが対象となります。（既に復旧を終えている場合も対象となります。）

なお、応募者が多数の際には、予算の都合により交付されない場合や、補助率の範囲内で減額して交付される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

復旧の方法によって、2つの補助金のどちらか一方を選んで申請してください。

※ 両方とも申請することはできません。

店を補修する、建て替える場合

別の店を借りる、仮設店舗を用意する場合

## 商店復旧支援補助金

- ・施設の修復・建替経費
- ・設備の修繕・買替経費
- ・被災施設の解体撤去費 など

補助対象経費の1/2以内

上限 300万円

下限 100万円

## 商業活動再開支援補助金

- ・仮店舗の取得・借上経費
  - ・仮店舗の設備設置経費 など
- ※ 借上経費は最大24か月分まで

補助対象経費の1/2以内

上限 300万円

下限 100万円

※借上経費は年度毎に分けて交付します

補助対象経費

補助率

補助限度額

補助金の申請ができる方の要件

補助対象経費

申請受付期間

申請書提出先 など

裏面をご覧ください。

問い合わせ先

宮城県 経済商工観光部 商工経営支援課 商業振興班

電話：022-211-2746（直通） FAX：022-211-2749

Eメール：syokeisisin@pref.miyagi.jp

ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/

## 補助金の申請ができる方の要件

▽補助金を申請できるのは、次のすべてに当てはまる中小企業者の方です。

- ①施設が全壊又はそれに近い大規模な被害（大規模半壊）を受けた方  
（原則として、り災証明書が必要です。）
- ②県内で事業を再開される方
- ③震災の時に卸売業、小売業、飲食業、運輸業、サービス業を営んでいた方  
（対象になる業種、ならない業種の主なものは下記のとおりですが、詳しくは県ホームページに掲載する補助金募集要領をご覧ください。）※サービス業などの一部で、対象業種を拡大しています。  
（複数の業種にまたがる場合は、主たる（売上高の最も多い）業種で判断します。）

▽次の事業を利用される方は、本事業を利用できません

- ・中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業【中小企業庁、宮城県】
- ・仮施設整備事業【中小企業基盤整備機構】

### ■対象となる主な業種■

小売店、飲食店、運送業、理美容業、  
クリーニング店 など

### ■対象とならない主な業種■

農業、林業、漁業、建設業、製造業、  
宿泊業、病院、診療所、福祉事業所、  
保育所、金融業 など

## 補助対象経費

▽補助金の対象になるのは、「店舗」の復旧のための補修、建て替え、借り上げと、その店舗の中に設置する「設備」の復旧に関する経費です。

▽他の事業者に貸し出すための店舗（貸店舗）は対象になりません。

▽「設備」については事業者の資産として計上するものに限りません。（備品などは対象になりません。）また、商業以外の用途にも使用可能なものは対象となりません。

### ■対象となる主な経費■

店舗補修費、建て替え費、設備修繕費

### ■対象とならない主な経費■

土地購入費、土地造成費

### ■対象となる主な設備■

商品陳列棚、厨房設備、理容椅子

### ■対象とならない主な設備■

テーブル、椅子、パソコン、車両、船舶  
（他の用途に使用可能であるため。）

## 申請書類

▽下記ホームページからダウンロードできます。また、申請書提出先でも配布いたします。

▽申請書への添付が必要な書類についても、下記ホームページからご確認ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/>

## 申請受付期間 申請書提出先

▽平成24年1月10日（火）から 1月27日（金）まで【必着】

※ 平日の午前9時から午後5時までの受付となります。

※ 郵送の場合は「県庁商工経営支援課」あて送付してください。

## ▽提出先

### ■県庁担当課■

- 宮城県経済商工観光部 商工経営支援課  
仙台市青葉区本町 3-8-1 [Tel.022-211-2746]

### ■最寄りの県地方振興事務所■

- 大河原地方振興事務所 地方振興部  
大河原町字南 129-1 [Tel.0224-53-3199]
- 仙台地方振興事務所 地方振興部  
仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 [Tel.022-275-9114]
- 北部地方振興事務所 地方振興部  
大崎市古川旭 4-1-1 [Tel.0229-91-0744]
- 北部地方振興事務所 栗原地域事務所 地方振興部  
栗原市築館藤木 5-1 [Tel.0228-22-2195]
- 東部地方振興事務所 登米地域事務所 地方振興部  
登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 [Tel.0220-22-6112]
- 東部地方振興事務所 地方振興部  
石巻市東中里 1-4-32 [Tel.0225-95-1414]
- 気仙沼地方振興事務所 地方振興部  
気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 [Tel.0226-24-2593]